

# 北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業 (フェリー予約システム導入に向けた基礎調査業務)

## 仕様書

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に発注する「北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業（フェリー予約システム導入に向けた基礎調査業務）」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「北部広域ネットワーク活用等情報化推進事業（フェリー予約システム導入に向けた基礎調査業務）」とする。

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、沖縄県北部地域（今帰仁村・本部町・伊江村・伊平屋村・伊是名村）とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和7年3月31日とする。

(業務の目的)

第5条 北部広域ネットワークは、平成15年度を皮切りに北部市町村へのネットワーク網の延伸と地域イントラ整備により、北部地域の情報格差を是正し、市町村を高速ネットワークで接続する地域情報基盤として、北部地域全体の振興に向け、地域のポテンシャルを活かした「産業振興」、地域住民の「生活利便性の向上」、それらを支える「人材育成」および、地域の持続的発展を図ることを目的として整備が進められてきた。現在までに、ICT施策の取り組みとして、各自治体が共同で使用することができる北部広域クラウドの整備や、地域住民や観光客等が自由に使用できる公衆Wi-Fi・デジタルサイネージなどの整備が実施されている。

沖縄県においては、これまで振興施策の総合的な基本計画である沖縄振興計画のもと、ICT関連施策が推進されてきたところであり、現在は、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる2030年頃の将来像を実現するための、後半10年（令和4年～令和13年）を担う「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、ICT/DX関連施策の推進は重点施策の一つと位置づけられている。また、近年では全国的にも、DXの取組が社会のあらゆる分野で進

められており、国のほうでもデジタル社会の実現に向け、令和3年度に「デジタル社会形成基本法」が成立し、同時に発足されたデジタル庁を中心に、行政分野における統一の取れたデジタル化が強力に推進されている。これは、従前の高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）をはじめとしたICTインフラ整備に重点を置いた取り組みから、ICT利活用推進、データ利活用推進、デジタル社会推進へとシフトし、インフラの利活用およびデジタル技術の活用の重要性が増してきている。

このような、AI、IoTや5Gなどを始めとする先端技術の登場や、デジタル庁の発足に象徴されるDX化の強力な推進などの動きを受けて、北部地域において地域が抱えるあらゆる課題に対し、ICTをより一層活用した取り組みを推進するため、「北部広域ネットワーク」を活用し、ICTを総合的・効率的に取り組むことで、情報基盤の機能強化を円滑に実施し、産業振興と定住環境の向上を図るものである。

甲は、これまで整備してきた「北部広域ネットワーク」（クラウド、LAN、Wi-Fi等）を活用し、沖縄県北部地域の観光客増加を踏まえつつ、主要産業である観光産業の向上を図る。なかでも、離島地域である伊江村・伊平屋村・伊是名村（以下、やんばる離島三村）は、稀有な観光資源を有する観光目的地としてポテンシャルを有する場所であるものの、本島北部地域よりも観光客の受入の観点から改善すべき事項が山積しているため、デジタル技術の活用による産業振興を優先的に進めていく。特に、住民及び観光客が利用するフェリー予約システムの導入は利便性向上の観点から喫緊の課題であるものの、現状では個々でフェリー事業運営が実施していることから、サービス提供の足並みは揃っておらず、やんばる離島三村間での高度化・効率化が図られていない。

このため、本事業では、やんばる離島三村を対象に、観光客の島内観光の利便性向上を目的に、島内に訪れる観光客の様々な観光行動に対して、それに対応する観光事業者のサービス提供（以下、観光サービス）のデジタル技術導入に向けた基礎調査を実施する。

なかでも、本事業ではフェリー発券業務の省力化・コスト削減を図るために、地域連携によるフェリー予約システム導入に向けた検討を行う。

（上位関連計画、法令等の遵守）

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- （1） 契約書
- （2） 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月策定）
- （3） 第6次沖縄県観光振興基本計画（令和4年7月策定）
- （4） 沖縄県DX化推進計画（令和6年3月策定）
- （5） 北部地域新振興戦略（令和4年3月策定）
- （6） 北部広域ネットワーク利活用計画（令和4年3月策定）
- （7） その他関連計画及び関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、業務執行体制表
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、協議簿作成のうえ甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第11条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

## 第2章 業務内容

(業務内容)

第12条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。

### (1) やんばる離島3村の観光及び住民利便性向上に向けた調査業務

- ① やんばる離島3村における観光サービスおよび各村フェリー事業運営業務の現状調査  
やんばる離島3村内の観光事業者（飲食・宿泊・交通・観光施設等）やフェリー事業者が観光客向けに提供しているサービスの現状調査（アンケート調査・ヒアリングによる業務の把握）を実施すること。
- ② 調査に基づく課題抽出  
現状調査を踏まえ、各事業者の観光客へのサービス提供における諸課題を検討すること。
- ③ 先進事例および先端技術に関する調査  
やんばる離島3村の観光サービスの課題に対して有効だと考えられる先進事例や先端技術に関する調査を行うこと。なお、本地域に有効であると考えられる国内の先進事例については現地調査を実施すること。  
※離島3村2名ずつ、事務局(北部広域)2名、受託事業者2名の計10名とすること。
- ④ 課題解決に向けた方向性の作成  
やんばる離島3村の観光サービス上の課題解決に向けて取り組む上で望まれる姿と方向性（案）を検討すること。
- ⑤ 観光サービスの効率化・高度化に向けた施策案及びフェリー予約システム提案  
やんばる離島3村の観光事業者の観光サービスの効率化・高度化に向けて実施すべき施策の検討を行う。なかでも、フェリー予約システムについては業務工程（予約・決済・搭乗・精算）上の効率化・高度化の観点から、新たな業務プロセスの導入提案も併せて作成すること。
- ⑥ フェリー予約システムの導入に向けた現況調査  
既に伊平屋村で導入されているフェリー予約システムの利用を想定しているため、仕様を把握し、上記⑤で作成した業務プロセスの導入提案をもとに、システム構築に向けた調査を行うこととする。
- ⑦ 調査報告書の作成  
調査報告書について、図や写真等を用いた形で作成し、第14条納入成果品に定める方法により提出するものとする。
- ⑧ 資料の印刷及び提出  
本業務にて必要な打ち合わせ資料について、事前に印刷し郵送又は持参すること。

⑨ 打合せ

本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(留意事項)

第13条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

### 第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書50部(冊子を想定。北部12市町村、関係機関への配布)
- (2) 上記成果物に係る電子媒体(PDF及びWord形式)
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿、経費明細書
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

### 第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務に必要な打ち合わせ資料、協議会・専門部会等の資料について、事前に印刷し郵送又は持参すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (4) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む)は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場

合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。

- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。